出産費・家族出産費が給付されます

組合員または被扶養者が出産したときは、出産費(被扶養者の方 の場合は家族出産費)等が共済組合から給付されます。

給付額(令和5年4月1日以降)

法定給付 万円※

附加給付

※産科医療補償制度対象分娩の場合その掛金 (12,000円) を含みます。 令和5年3月31日以前の出産については、従前の額となります。

分娩に関連して発症した重度脳性 麻痺児に対する補償を行う制度



請求方法

次の①~⑥いずれかの方法を出産前に 選択の上、共済組合に請求手続をしてください。



どれを利用しても最終的な 負担額は変わらないよ

出産費用が60万円の場合

直接支払制度

組合員と医療機関等の合意に基づき、共済組合が出産 費(50万円)を医療機関等に支払う制度です。組合員 は、出産費用から50万円を差し引いた額を窓口で支

※附加金(5万円)は、組合員が公立共済に請求することにより、 組合員本人へ別途支払われます。



受取代理制度

共済組合が出産費および附加金(55万円)を医療機関 等に支払う制度です。組合員は、出産費用から55万円 を差し引いた額を窓口で支払います。

- ※この制度を利用するには、共済組合に対して、出産予定日の2 か月前から10日前までの事前申請が必要です。
- ※比較的小規模な医療機関のうち、厚生労働省に届出を行った医 療機関に限り利用できる制度です。



上記制度を利用しない場合(直接支払制度利用なし)

出産にかかった費用の全額を組合員が病院等に支払 い、後から共済組合に申請をして出産費と附加金の合 計額(55万円)を受け取る方法

※被扶養者として認定されて6か月以内に出産した場合等は、 加入していた健康保険組合の証明書等が必要です。



- 注1) 出産費用が法定給付額を下回った場合の取扱い
 - ①直接支払制度・・・・差額は、附加金と合わせて共済組合に請求してください。
 - 🕑 受取代理制度・・・差額は、病院からの請求に基づき、組合員に直接給付します(組合員からの請求は不要です。)。
- 注2) 医療機関等によっては、「直接支払制度」や「受取代理制度」を行っていないことがあります。詳しくは出産で入院を予定している 病院等にご確認ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当 | 603-5320-6827